

名古屋高速道路における障害者割引制度の変更について

【制度の趣旨】

通勤、通学、通院等の日常生活において、自家用車を利用している障がい者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金について割引措置を講ずるもの

現在の割引要件

- 割引対象者
 - ・自ら運転する身体障がい者
 - ・介護者が運転する車両に乗車する重度の身体・知的障がい者
- 対象車両
 - ・事前登録された車両（障がい者1人につき1台）
 - ※業務利用車両等は割引対象外
- 利用方法
 - ・ETC車の場合：ETCレーンを通行(ETCカードの事前登録が必要)
 - ・現金利用者の場合：料金所で障害者手帳を提示
- 割引率
 - ・50%

今回の制度変更（割引要件緩和等）

① <対象車両の追加>

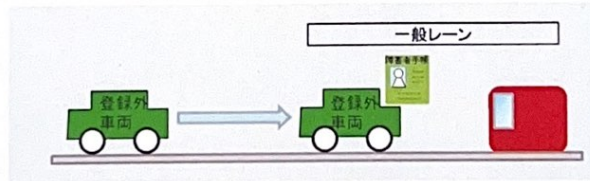
割引対象者が運転（又は乗車）する場合、事前登録していない車両も割引対象に追加する

- ・親族や知人等の所有する車両
- ・レンタカー
- ・車検時の代車
- ・タクシー（乗客として利用） など

② <利用方法の追加>

事前登録していない車両については、割引対象者が運転（又は乗車）していることを料金所で確認する必要があるため、有人対応の一般レーンを利用する

（事前登録していない車両）料金所で有人対応の一般レーンにて、障害者手帳を提示することで割引を適用



この制度変更は名古屋高速道路に限らず全国一律で実施

※本件のほか、割引措置に関する証明事務について、オンライン申請が可能となります
（これまでは市町村福祉事務所等で証明事務を実施）

今後の進め方

道路整備特別措置法に基づき、道路管理者（愛知県・名古屋市）の同意後、名古屋高速道路公社が国へ認可申請を実施します。

令和5年3月までに全国一律で運用開始予定